

○寝屋川市屋外広告物条例施行規則

平成 27 年 1 月 23 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市屋外広告物条例(平成 26 年寝屋川市条例第 31 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)及び条例で使用する用語の例による。

(地域指定の告示等)

第 3 条 市長は、条例第 5 条第 1 項第 2 号から第 8 号まで若しくは第 10 号又は条例第 8 条第 1 項第 3 号の規定により地域若しくは場所又は区域(以下この項において「地域等」という。)を指定するときは、その旨及びその地域等を告示する。

2 前項の規定は、同項の指定を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(表示方法等の制限)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める広告物又は掲出物件の表示方法等は、同項第 1 号及び第 2 号にあっては別表第 1、同項第 3 号にあっては別表第 2 で定めるところによる。

(公共広告物の設置の届出)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項ただし書の規則で定めるものは、表示面積が 40 平方メートルを超えるものとする。

2 条例第 9 条第 1 項ただし書の規定による届出は、公共広告物設置届出書により行うものとする。

3 公共広告物設置届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 現地写真

- (4) 色彩及び意匠を表す図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(適用除外)

第6条 条例第9条第2項第1号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる取組に要する費用の一部に充てる資金を得るために表示し、又は設置する広告物又は掲出物件とする。

- (1) 道路の清掃又は美化
- (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は管理
- (3) 公共団体及び住民等が一体となって実施する催物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道路環境の向上、防犯等地域における公共的な取組

2 条例第9条第2項第2号の規則で定めるものは、同号の費用に充てることについて広告主の同意を得ているものとする。

3 条例第9条第3項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 表示面積が7平方メートル以内であること。
- (2) 広告物又は掲出物件の上端までの高さが地上5メートル以内であること。

4 条例第9条第3項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 寄贈者名等の表示面積が0.5平方メートル以内であること。
- (2) 表示面積が、表示方向から見て、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置している施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内であること。

5 条例第9条第3項第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) その大きさが、貼り紙及び貼り札にあつては縦1.2メートル以内で、かつ、横0.8メートル以内であるもの、立看板にあつては縦（脚部を含む。）2.0メートル以内で、かつ、横1.5メートル以内であること。
- (2) 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置しようとする広告物表示者等（広告主及び施工者をいう。以下同じ。）又は管理者の氏名若しくは名称及び

連絡先が明示されていること。

(3) 表示又は設置の期間の始期及び終期が明示されていること。

6 条例第9条第4項第1号の規則で定める基準は、別表第3重点制限区域の欄に定める基準とする。

7 条例第9条第4項第3号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 表示面積が5平方メートル以内であること。

(2) 広告物又は掲出物件の上端までの高さが地上5メートル以内であること。

(3) 掲出個数が2個以内であること。

(堅ろうな広告物又は掲出物件)

第7条 条例第10条第1項の規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、鉄骨造、石造その他耐久性を有する構造により築造されたものであって、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の確認を受けたものとする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規則で定める期間は、3年間とする。

(事前の協議等)

第8条 条例第11条第1項の規定による協議は、屋外広告物設置等事前協議書を市長に提出することにより行うものとする。

2 屋外広告物設置等事前協議書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 現地写真

(4) 色彩及び意匠を表す図面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 屋外広告物設置等事前協議書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

(条例第12条第1項ただし書の規則で定める貼り紙、貼り札、広告旗又は立看板)

第9条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める貼り紙、貼り札、広告旗又は立看板は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) その大きさが、貼り紙又は貼り札にあっては縦1.2メートル以内であって、

かつ、横 0.8 メートル以内であるもの、広告旗にあつては縦(脚部を含む。)2.0 メートル以内であつて、かつ、横 0.5 メートル以内であるもの、立看板にあつては、縦 2.0 メートル以内であつて、かつ、横 1.5 メートル以内であるもの

(2) 貼り紙若しくは貼り札を表示し、又は広告旗若しくは立看板を設置しようとする広告物表示者等若しくは管理者の氏名若しくは名称及び連絡先が明示されているもの

(3) 表示又は設置の期間の始期及び終期が明示されているもの
(許可の申請等)

第 10 条 条例第 12 条第 2 項の規定による申請書の提出は、屋外広告物許可申請書により行うものとする。

2 屋外広告物許可申請書の提出部数は、正本 1 通及び副本 1 通とする。

3 市長は、屋外広告物許可申請書の提出があつたときは、審査の上、許可の可否を決定し、その旨を屋外広告物許可通知書又は屋外広告物不許可通知書により申請者に通知するものとする。

4 市長は、条例第 12 条第 1 項の許可をしたときは、屋外広告物許可証(以下「許可証」という。)を交付するものとする。ただし、貼り紙、貼り札、広告旗又は立看板についてはこの限りでない。

5 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該許可に係る広告物又は掲出物件の見やすい箇所に貼付しなければならない。

6 条例第 12 条第 2 項第 9 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管理者が条例第 12 条第 1 項の許可を受けようとする者以外の者である場合にあっては、その管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 工事の施工者が屋外広告業者である場合にあっては、屋外広告業の登録年月日及び登録番号

7 条例第 12 条第 3 項第 4 号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 付近見取図

- (2) 配置図
 - (3) 現地写真
 - (4) 色彩及び意匠を表す図面
 - (5) 地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類又はこれに準ずるもの（条例第9条第2項第1号に掲げる広告物又は掲出物件に限る。）
 - (6) 寝屋川市又は大阪府が広告物を表示し、又は掲出物件を設置することにより得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて、当該広告物の広告主が同意する旨を記載した書面（条例第9条第2項第2号に掲げる広告物又は掲出物件に限る。）
 - (7) 次のいずれかに該当する者による点検結果を記載した屋外広告物自主点検結果報告書（条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする場合であって、かつ、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件の垂直方向の長さが4メートルを超える場合に限る。）
 - ア 法第10条第2項第3号イに掲げる者
 - イ 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う広告物の表示又は掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
 - ウ 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練を修了した者、同法第28条第2項の職業訓練指導員免許を受けた者又は同法第44条第2項の技能検定に合格した者
 - エ 市長がアからウまでに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認めた者
 - (8) 前号に規定する点検を行った者の資格等を称する書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （許可の基準等）

第11条 条例第12条第4項の規則で定める許可の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第4条に定める広告物又は掲出物件以外のものについては、別表第3のとおりとする。

- (1) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。

(2) 建築物の壁面に表示し、又は掲出するものにあつては、壁面に設けられる開口部を塞ぐ形態のもの又は開口部の前面に設けられるものでないこと。

(3) 重点制限区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域（以下「用途地域」という。）のうち、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。以下同じ。）内においては、光源が露出し、若しくは点滅するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと。

2 市長は、条例第 12 条第 1 項の許可（条例第 9 条第 2 項に規定する広告物又は掲出物件に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、関係機関の意見を聴くものとする。

（許可期間）

第 12 条 条例第 12 条第 6 項の規則で定める許可期間は、2 年以内の期間とする。

ただし、貼り紙、貼り札、広告幕、立看板及びアドバルーンにあつては、30 日以内の期間とする。

（変更の許可の申請等）

第 13 条 条例第 13 条第 2 項において準用する条例第 12 条第 2 項の規定による申請書の提出は、屋外広告物変更許可申請書により行うものとする。

2 第 10 条第 2 項から第 5 項までの規定は、条例第 13 条第 1 項の許可について準用する。

3 条例第 13 条第 3 項の規定による届出は、屋外広告物変更届出書により行うものとする。

（継続の許可の申請）

第 14 条 条例第 14 条第 2 項において準用する条例第 12 条第 2 項の規定による申請書の提出は、第 10 条第 1 項の屋外広告物許可申請書により行うものとする。

2 第 10 条第 2 項から第 5 項までの規定は、条例第 14 条第 1 項の許可について準用する。

（工事の完了の届出等）

第 15 条 条例第 16 条の規定による届出は、屋外広告物しゅん工届出書により行うものとする。

2 屋外広告物しゅん工届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない

らない。

(1) 付近見取図

(2) 当該許可に係る屋外広告物の設置の状況を撮影した写真

(管理者の届出)

第 16 条 条例第 17 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物管理者届出書により行うものとする。

(除却の届出)

第 17 条 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物撤去届出書により行うものとする。

(勧告に従わない場合の公表方法等)

第 18 条 条例第 20 条第 2 項の規則で定める公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 勧告の内容

(2) 勧告を行った年月日

(3) 勧告を受けた広告物又は掲出物件の種類

(4) 勧告を受けた広告物又は掲出物件の所在地又は設置箇所

(5) 勧告を受けた広告物又は掲出物件の状況を撮影した写真

2 条例第 20 条第 2 項の規定による公表は、本庁舎掲示場（以下「掲示場」という。）への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

3 条例第 20 条第 3 項の規定による意見を述べる機会の付与は、同条第 1 項の規定による勧告を受けた者に対し、市長の定める期間内に書面により同条第 3 項の意見を述べる事ができる旨をあらかじめ書面により通知することにより行うものとする。

4 条例第 20 条第 1 項の規定による勧告を受けた者は、同条第 3 項の意見を述べるに当たって、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(保管した広告物又は掲出物件の公示の場所等)

第 19 条 条例第 24 条第 1 項の規則で定める場所は、掲示場とする。

2 条例第 24 条第 2 項の規則で定める一覧簿は、保管広告物等一覧簿とし、規則で定める場所は、まち建設部道路交通課及びまち政策部まちづくり指導課の事務室とする。

(広告物又は掲出物件の売却に係る入札の公示等)

第 20 条 条例第 27 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該入札の執行の日時及び場所
- (2) 契約条項の概要
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第 27 条第 1 項の規則で定める場合は、掲示場とする。

(保管した広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第 21 条 条例第 29 条第 1 項の規則で定める受領書は、広告物等返還受領書とする。

(立入検査証)

第 22 条 条例第 30 条第 2 項の身分を示す証明書は、立入検査証とする。

(委任等)

第 23 条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項はこの規則に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(寝屋川市屋外広告物の事務処理に関する規則の廃止)

2 寝屋川市屋外広告物の事務処理に関する規則（平成 23 年寝屋川市規則第 28 号）は廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の寝屋川市屋外広告物の事務処理に関する規則の規定により作成した文書等は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の相当規定に基づき作成した文書等とみなして使用することができる。

附 則（平成 30 年規則第 25 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	大きさ	掲出位置	色彩等	掲出個数等
電柱を利用する広告物又は掲出物であって、突き出して取り付けるもの	縦 1.2メートル以内 横 0.45メートル以内	地上から最下端までの距離4.5メートル（歩道上にあつては、3メートル）以上 電柱との間隔0.15メートル以内	(1) 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が3以下のものであること。 (2) 蛍光、発光又は反射	電柱1本につき1個
電柱を利用する広告物又は掲出物であって、巻きつけて取り付けるもの	縦 1.5メートル以内 横 電柱の円周の範囲内	地上から最下端までの距離1.2メートル以上	を伴う塗料又は材料を用いていないこと。	電柱1本につき1個（道路標識を掲出しているものを除く。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。）

停留所標識 を利用する 広告物又は 掲出物件	縦 0.45 メー トル以内 横 0.45 メー トル以内	地上から最下 端までの距離 0.7 メート ル以上	(1) 地色は、 赤色、黄色 その他これ らに類する 色以外の色 (看板の場 合に限る。) であるこ と。 (2) 蛍光、発 光又は反射 を伴う塗料 又は材料を 用いていな いこと。	道路等の 進行方向 面に掲出 しないこ と。
---------------------------------	--	------------------------------------	---	------------------------------------

別表第2 (第4条関係)

区分	寝屋川 市駅周 辺指定 区域	寝屋川市 駅西側周 辺指定区 域	香里園 駅西側 周辺指 定区域	香里園駅 東側周辺 指定区域	萱島駅 周辺指 定区域	東寝屋 川駅周 辺指定 区域
建築物の屋 上を利用す るもの	大きさ 縦 建築物の高さの3分の 1以内 横 建築物の幅の範囲内 表示面積の合計 取付壁面 の見附面積の5分の1以 内			大きさ 縦 建築物の高さの5分の1 以内 横 建築物の幅の範囲内 表示面積の合計 取付壁面 の見附面積の5分の1以内		

	<p>掲出個数</p> <p>1 建築物につき 1 個（建築物に高さの異なる複数の屋上がある場合にあつては、1 つの屋上につき 1 個とする。）</p>	
建築物の壁面を利用するもの	<p>大きさ</p> <p>縦 建築物の高さの 3 分の 1 以内</p> <p>横 建築物の幅の範囲内</p> <p>表示面積の合計 取付壁面の見附面積の 5 分の 1 以内</p>	<p>大きさ</p> <p>縦 建築物の高さの 5 分の 1 以内</p> <p>横 建築物の幅の範囲内</p> <p>表示面積の合計 取付壁面の見附面積の 5 分の 1 以内</p>
建築物の壁面から突き出すもの	<p>(1) 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。</p> <p>(2) 突出し幅は、取付け壁面から 1.0 メートル以内</p> <p>(3) 掲出個数は、1 壁面につき 2 個以内（道路又はこれに類するものから直接出入りが可能な店舗、事務所等（以下「店舗等」という。）が直接の出入りを行う付近に設置するものであって、1 店舗等につき 1 個の掲出を行う場合は除く。）</p>	<p>(1) 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。</p> <p>(2) 突出し幅は、取付け壁面から 1.0 メートル以内</p> <p>(3) 道路上への突出しがないこと。</p> <p>(4) 掲出個数は、1 壁面につき 1 個以内（道路又はこれに類するものから直接出入りが可能な店舗等が直接の出入りを行う付近に設置するものであって、1 店舗等につき 1 個の掲出を行う場合は除く。）</p>
地上に設置するもの	<p>自家用広告物</p> <p>(1) 地上から最上端までの距離は、10 メートル以内</p> <p>(2) 表示面積の合計は、20 平方メートル以内</p>	

	自家用広告物以外の広告物 (1) 地上から最上端までの距離は、5メートル以内 (2) 表示面積の合計は、10平方メートル以内	
塀及び柵（以下「工作物等」という。）に設置するもの	(1) 縦の長さは、工作物等の高さの2分の1以内 (2) 表示面積は、表示される工作物等の見附面積の10分の1以内	
色彩基準 （自然素材の色彩は除く。）	(1) 彩度 赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）：6超 その他：4超 (2) 明度：3未満 (3) (1)及び(2)の規制対象色の使用面積の合計	
	30/100 以内	20/100 以内

別表第3（第6条、第11条関係）

表示又は設置の方法の区分	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
建築物の屋上を利用するもの	大きさ 縦 建築物の高さの3分の1以内 横 建築物の幅の範囲内 表示面積の合計 取付壁面の見附面積の5分の1以内	大きさ 縦 建築物の高さの3分の1以内 横 建築物の幅の範囲内	大きさ 縦 建築物の高さの3分の2以内 横 建築物の幅の範囲内

<p>建築物の壁面を利用するもの</p>	<p>大きさ 縦 建築物の高さの3分の1以内 横 建築物の幅の範囲内 表示面積の合計 取付壁面の見附面積の5分の1以内</p>	<p>大きさ 縦 建築物の高さの3分の2以内 横 建築物の幅の範囲内</p>	<p>大きさ 縦 建築物の高さの範囲内 横 建築物の幅の範囲内</p>
<p>建築物の壁面から突き出すもの</p>	<p>(1) 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 (2) 突出し幅は、取付け壁面から1.0メートル以内 (3) 道路上への突出しがないこと。 (4) 掲出個数は、1壁面につき1個以内(道路又はこれに類するものから直接出入りが可能な店舗等が直接の出入りを行う付近に設置するものであって、1店舗等につき1個の掲出を行う場合は除</p>	<p>(1) 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 (2) 突出し幅は、取付け壁面から1.0メートル以内 (3) 道路上への突出し幅は1.0メートル以内</p>	<p>(1) 上端は、取付け壁面の高さを超えないこと。 (2) 突出し幅は、取付け壁面から1.5メートル以内 (3) 道路上への突出し幅は1.0メートル以内</p>

	く。)		
地上に設置するもの	<p>自家用広告物</p> <p>(1) 地上から最上端までの距離は、10メートル以内</p> <p>(2) 表示面積の合計は、20平方メートル以内</p> <p>自家用広告物以外の広告物</p> <p>(1) 地上から最上端までの距離は、5メートル以内</p> <p>(2) 表示面積の合計は、10平方メートル以内</p>	<p>自家用広告物</p> <p>(1) 地上から最上端までの距離は、15メートル以内</p> <p>(2) 表示面積の合計は、40平方メートル以内</p> <p>自家用広告物以外の広告物</p> <p>(1) 地上から最上端までの距離は、5メートル以内</p> <p>(2) 表示面積の合計は、20平方メートル以内</p>	<p>自家用広告物</p> <p>地上から最上端までの距離は、15メートル以内</p> <p>自家用広告物以外の広告物</p> <p>地上から最上端までの距離は、15メートル以内</p>
塀及び柵（以下「工作物等」という。）に設置するもの	<p>(1) 縦の長さは、工作物等の高さの2分の1以内</p> <p>(2) 表示面積は、表示される工作物等の見附面積の10分の1以内</p>	<p>縦の長さは、工作物等の高さの2分の1以内</p>	<p>縦の長さは、工作物等の高さの範囲内</p>

備考

- 1 一般制限区域とは、重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域とする。
- 2 制限緩和区域とは、用途地域が商業地域及び近隣商業区域である区域をいう。